

木の葉ちる夜半の時雨も及ばじな昔を返す袖のけしきを  
一、戸室山の初雪  
十八日。戸室山陰雲のたえ間より初雪しろく見ゆ。昨日ま  
では見えざりけり。

しぐれつるをちの山の端み渡せば雲の行衛にふれる白雪  
一、時雨二首  
二十一日。

しぐれつる雲のまよひに埋れて落葉が上に見えし月かけ  
紅葉は月のかつらや散くらししぐれし雲の跡の山かぜ  
一、初雪の且に  
二十九日。雪降る。

たえくの梢の紅葉吹まぜてけふ散初むる雪のあさ風  
かつ消て苔の緑もうづまねば軒端はえある今朝の初ゆき  
霜枯の庭の芝生にちりつもる落葉まばらにはつ雪ぞふる  
侘びつゝも今日は暮しつ白雪の積りはてなん後の夕かけ  
一、武州報恩寺の訴状

十一月七日。今度武州本庄御旅行の節、於路頭同州越生報  
恩寺獻訴状、御小姓横目笠間又六郎執次之。其趣如左。

乍恐口上書

一、武州高麗郡越生郷松溪山報恩寺は、後鳥羽院御宇建  
久四年開基、源頼朝公爲御願御建立の古堂一字、于今御  
座候事。

一、天正十八年庚寅、相州小田原陣の刻、大納言利家公  
様は搦手の御大將、上州・武州の際所々の城郭御責取被  
成、從武州松山・同國八王寺城御取懸被成候砌、報恩寺  
に御一宿被成候。其節は殊の外大軍にて御座候故、諸軍  
勢濫妨狼籍或放火等の難有之、寺院は不及申村々里々  
迄難儀仕候處、報恩寺儀は御寄宿に罷成候故、別て御禁  
制の御條目に御判被遊被下候故、其難を遁れ只今に至迄  
相續仕候事、是偏に亞相公様御威光難有奉存候。就其今  
度件の御判物備尊覽、旨趣申上度奉願候。以上。

報恩寺住持沙門

九月二十八日

主温 頓首

御近習衆中

御披露

右於本庄御旅館、又六郎方より達高聽候處、件の御紙面可

被遊御覽旨被仰出。則又六郎請取之、於本庄上之候處、  
御證判無紛の由頗有御感、以御自筆御寫留、本紙は彼沙門  
に被反下之。右今度入御覽候旨趣、曾以外之願無之候。頓  
て於江戸開帳仕候に付、其節此證判爲什物可出之、か様  
の儀苦ケ間敷候哉、推て仕候段相憚候由。此條無御構候間、  
可爲勝手之旨又六郎可相達之由。

右制札之寫

禁制

一當手軍勢濫妨狼籍事

一放火之事

一非分之儀申懸事

右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、乍  
可被處嚴科之由。依仰執達如件。

天正十八年五月 日

筑前守 御黒印

某件の趣、御歸國以後傳聞之頗競望難止、遂其寫を得  
記置者也。

一、柴負へる山人を見て  
十日。路次にて山人の柴負ひつゞけたるをみて。

刈置ししばしの世をや渡らんと雪踏分けて出づるやま  
大森始治せうそこの返しに。

思ひやれ夜半に朝に松風のおとさへ絶えて雪のふるさと  
一、前田利長より葛卷隼人への書

二十一日。觀月亭より松風亭の軒の梅に、雪の降りかゝり  
けるを見て。

春をまつ柴屋ののきの梅が枝に花とも見えて降れる白雪  
此頃家僕谷尾助太郎告云。前々より瓜生源丞定番馬廻へ出入仕  
來候。先日被申上候は、中納言様御書致所持來候。御先祖  
隼人殿へ被成下候御書に候條、可相贈かの由に候。依之拜見  
の上隨其趣可致所望の條、先づ其由可申の由申含の所、  
一昨夜到來の由申聞候。然共於常座拜見其恐有之間、昨日  
出仕より退下、上下着用の間拜見の所、御直判無紛、殊に  
御領内の輩病氣療養の事、難有御恩惠の趣也。於數十年之  
今不慮に落手、御仁惠の條奉存知候事、忝且不堪感悅、則  
申請畢。御書の趣如左。

當年爰許以外はやり病症にて、死去の者多候。其地同前  
に相聞候。此以前の風氣藥方を以難治躰の由に候條、諸